

議案第75号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正の概要について

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、令和5年5月31日に公布されたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

(1) 蓄電池設備（条例第17条）について

蓄電池設備の規制に係る単位を改め、安全基準及び消防への届出の対象について見直した。

【現行の規制】

蓄電池容量（単位）	安全基準	消防への届出
4800AH・セル(アンペアアワー・セル)未満	条例規制対象外	不要
4800AH・セル(アンペアアワー・セル)以上	条例規制対象	必要

【改正後の規制】

蓄電池容量（単位）	安全基準	消防への届出
10kWh（キロワット時）以下	条例規制対象外	不要
10kWh（キロワット時）を超え 20kWh（キロワット時）以下	条例規制対象 （JIS規格等に適合しているものは規制対象外）	不要
20kWh（キロワット時）を超える	条例規制対象 （JIS規格等による延焼防止措置が講じられたものは一部規制緩和）	必要

- (2) 固体燃料を用いた対象火気設備の離隔距離（別表第3）の見直しについて
 厨房設備の離隔距離として、新たに固体燃料を用いた厨房設備である「炭火
 焼き器」の離隔距離を追加した。

対象火気設備等又は対象火気設備等の種別					離隔距離 (cm)				
					入力 (kW)	上 方	側 方	前 方	後 方
厨房 設備	固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

対象火気設備（炭火焼き器）の離隔距離のイメージ図

